

「裁判員経験者の意見交換会」議事録

日 時 平成24年11月5日(月)午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所542中会議室(新館5階)

参加者等

司会者 中山 大 行 (千葉地方裁判所刑事第1部判事)

裁判官 丹 羽 芳 徳 (千葉地方裁判所刑事第1部判事)

検察官 野 原 一 郎 (千葉地方検察庁検事)

検察官 大 谷 栄 治 (千葉地方検察庁検事)

弁護士 立 松 彰 (千葉県弁護士会所属)

弁護士 松 田 和 哲 (千葉県弁護士会所属)

裁判員経験者1番 男

裁判員経験者2番 女

裁判員経験者3番 男

裁判員経験者4番 男

裁判員経験者5番 女

裁判員経験者6番 女

裁判員経験者7番 男

裁判員経験者8番 女

議事要旨

別紙のとおり

(別紙)

【司会者】 私は、刑事第1部でB系の裁判長を務めております中山と申します。本日の司会をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日の会の趣旨から若干説明させていただきます。本日は、裁判員を経験された皆様からいろんな御意見を伺うための意見交換会ということで御参加いただきました。お忙しい中、御参加していただきありがとうございます。この会の趣旨ですけれども、裁判員裁判、施行されてもう既に3年以上たったということで、全体としてはおおむね順調に運用されていると言われておりますし、裁判員裁判を通じて刑事裁判に対する国民の理解が進んでいるというふうな意見も多いようです。

ただ、裁判員の皆さんに、裁判員裁判が終わった後にアンケートを書いていただいていますけれども、その結果を見ても、年々、分かりやすかったという意見が低下してきているということもあります。更には、審理に時間が掛かる事件等も増えてきておりまして、裁判員の方の負担も重くなっていくという、そういう問題もあるかと思えます。

そこで、裁判員を経験された皆様から率直な御意見を伺って、今後の運用に役立たせていただきたい、そういう趣旨でこの会を開かせていただいております。そういう趣旨ですので、どうぞ忌憚のない御意見を頂ければと思います。

進行については、お手元に配付させていただいているとおりに進めさせていただきます。まずは、出席している裁判官、検察官、弁護士から自己紹介をして、その後、参加者の方々から自己紹介をしていただければと思います。

それでは、まず私からですけれども、私は千葉地裁にこの4月に着任いたしました。その前は裁判とちょっと関係ない仕事をしていた関係で、裁判員

裁判を担当するのは千葉に来てからが初めてということです。したがって、まだ4月から全部で7件しかないということで、まだまだ慣れていないところもありまして、試行錯誤しながら日々運営しているというところです。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず裁判官の丹羽さんの方から。

【裁判官丹羽】 刑事1部の裁判官の丹羽芳徳と申します。中山裁判長の右側に座って審理を担当している右陪席裁判官でありまして、6番さん、7番さん、8番さんとは一緒に合議体を組ませていただきました。

私もこの4月に仙台から千葉に参りまして、忙しいと聞いていたんですけども、それなりの数の裁判員裁判をこの間やらせていただきました。それほど経験があるわけではありませんけれども、また皆さんの御意見を伺いながら勉強させていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

【司会者】 ありがとうございます。それでは、野原検察官、お願いいたします。

【検察官野原】 千葉地検の公判部の検事の野原と申します。

私はこの4月から千葉地検へ参りまして、裁判員裁判の経験としては前任庁の函館地検とこの千葉地検も含めて、おそらく二、三十件ぐらいかなと思います。いつも被告人質問などのときの裁判員の方々の御質問などで非常に勉強させていただいています。どうぞよろしく願いいたします。

【検察官大谷】 同じ千葉地検の公判部の検事の大谷と言います。

私もこの4月に千葉地検に赴任しました。千葉地検に来てからはまだ裁判員裁判をやっていなくて、これから何件か予定されておるんですけども、裁判員裁判自体、自分も1年半ぐらい離れておりますので、裁判員の皆さんの意見をお聞きした上で参考にできればと思います。よろしく願いいたします。

【弁護士立松】 千葉県弁護士会の弁護士の立松と言います。

弁護士の場合は公務員ではありませんので、転勤がありません。裁判官や

検察官は、他の所から来て、千葉と比較するということができるんですけども、我々弁護士の場合は大体同じ所で、ずっとやっていますので、千葉のことしか分からないということもありますが、できれば何かよその所も体験してみたいなと個人的には思っています。今日はよろしくお願いします。

【弁護士松田】 千葉県弁護士会所属の弁護士の松田と申します。

弁護士になってまだ4年たったぐらいの非常に経験が浅い弁護士なんですけれども、ちょうど私が弁護士登録して1年弱ぐらいのときにこの裁判員制度というものが始まりました。それから、まだ刑事事件についてもあまり経験のないころから弁護人を務めさせていただいて、現在5件が終わって、今、1件弁護人をやっているという状況です。

なかなか皆さんに分かりやすい弁論なり質問なりということがまだまだできていなくて、いろいろ御迷惑をお掛けしながら進めているのかなと思っていますのですが、今日はぜひ私の勉強のためにもと思ひまして、参加させていただきました。ぜひいろいろお話を伺えればと思っております。よろしくお願いします。

【司会者】 それでは、今度はお集まりいただきました皆様から、どのような事件の裁判員を務められたのかという点に触れながら、簡単に裁判員を経験されたの全体的な感想ということをお聞かせ願えればと思っています。

皆様が参加していただいた事件につきましては、簡単に表にまとめさせていただきます。どういう罪名だったのか、選任も含めて日数がどれぐらい掛かったのか、争点はどういうところにあったのかというところですけども、この表を使いながらでも結構ですので、自己紹介をしていただければと思います。

この後、話題事項に従って話を進めていきますので、とりあえずはごく簡単な感想ということでお願いいたします。

それから、次の話題の関係で、裁判員を経験されたときにどんな職業等に

就かれていたのかというところも、差し支えがない範囲で言及していただければありがたいと思っております。

それでは、順番は、恒例ですので、1番さんからということによろしいでしょうか。それでは、よろしく願いいたします。

【1番】 私が経験した事件は、傷害致死、死体遺棄、強盗致傷という、この一覧で見ると一番審理が長かった事件になるかと思えます。

職業は営業です。

全体の感想ですけれども、最近、新聞でもこの裁判員の話ってあんまり出てこなくなったかなという印象がありますが、選任されて実際に経験した当初は、新聞記事等で裁判員裁判が大変だとか、審議が長いとか、ちょうど見直しの時期もあったんですかね、そういった記事が非常に目についたので、今まで興味がなかったのが、経験させてもらって、そういう記事にも関心が持てたかなと思いますし、今まで分からない世界、裁判って何だろう、どうやって、どうしてあんな刑になるんだろうとか分からなかったところが、参加することによって多少なりとも分かったかなというのが率直な意見です。

【司会者】 ありがとうございます。それでは2番さん、よろしく願いします。

【2番】 裁判員のお手紙が来たときに、えーっと思ったのが第一印象でした。それで、嫌だなって。その前に、私、主婦ですので、井戸端会議が多いでしょう。こういうのができたときに「当たらないといいね」ってみんな話をしていたところで、ぱっと来て、えーっと思って、それからずっと来なかったから、ああ、よかったんだわと思っていたら、ある日突然、手紙が舞い込んできました。それで幸か不幸か選ばれまして、2番の覚せい剤取締法違反のこれになったんですけどね。

私がすごく感じたのは、私は裁判所とか弁護士さんとか検事さんとかにもお会いしたこともない生活をしていたんですね。裁判所に足を入れるという

こと自体が怖かったんです。でも，入ってみたら，裁判長がすごく私たちの気持ちを和ませてくださったんですね。自分の趣味とかおうちの話とか，それで何か自分の中ですーっと取れたんですね。だから，それが自分の中で，ああ，裁判員裁判，こういうふうにしてみんなの気持ちを少しリラックスさせて進んでいくのかなというのが分かったことが，まずこれに出席してよかったという点でした。以上です。

【司会者】 ありがとうございます。では3番さん，よろしくをお願いします。

【3番】 私は，担当させていただいた事件が3番になります。

私の仕事は会社員で営業の仕事をしているんですが，2年半ぐらい前に，全国転勤型なので千葉に来まして，封筒が届いたというような流れでございます。

全体の感想ということなんですが，私の担当させていただいたものは3番ということで，性的な部分の話が入ってくる事件なんですが，私のときは私以外全員女性の方だったんです。私とあと裁判官の方はお三方が男性ということで，ものすごく発言がしにくいといいますが，言葉の一つ一つに気を遣う状況でございました。当然，男女で意見に差がないものだという前提のことなんだとは思いますが，事件の特性上，ちょっと苦慮したんです。

かつ，私もそのとき番号が1番でしたので，私から発言が始まるという，いろいろやりづらい状態に追い込まれましたが，まあまあ，全体としては非常に，全く知らない世界の勉強をさせていただいたので，そういった意味ではよい経験になったかなということはあるんですが，逆に言うと元々全く，どうやって刑が決まっているのか，そういったことって当然我々は日常生活で知らない話ですね。そこから急に，じゃ，今日から事件の，例えば3日4日で決めますという話になってくるので，なかなか追い付かないというか，正直，こうやって決まっているんですよという話を教わって，ああ，そうなん

ですねといって流されていったのかもしれないなということもありまして、なかなか難しいなというふうに思った次第です。

【司会者】 ありがとうございます。では4番の方、よろしく願います。

【4番】 今日多分、僕が一番若いと思うんですけど、4番の事件を担当したんですが、このときも僕が一番若い裁判員でした。僕は、今、大学4年生なんですけれども、当時は、大学3年生のときで、比較的時間が、大学生はずっと夏休みみたいなものなので、スケジュールとかは全然平気で参加させていただいたんですけれども、年齢がやっぱり違うというのが一つネックというか、誰かが発言したことに対して、僕が受け取るイメージと周りの方が受け取るイメージというのが多分かなりギャップがあったんじゃないのかなというのは終始、5日間感じていることでした。

感想としましては、大学3年生というと、これからの自分の人生の選択とかキャリアというものを考え始める時期で、そういった中でこういう国の仕事の一環に立ち入ることができて、なかなかできる経験じゃないので、そういった意味ではすごい希少な体験をさせていただいたかなというふうに思っています。

【司会者】 ありがとうございます。それでは5番の方。

【5番】 私は5番を担当させていただきました。一言で言うと、無理心中なんですね。若いお母様がちっちゃいお子様を道連れに放火して、それが未遂に終わったという、自分で自ら中止したという、そういう案件だったんですが、私はフリーのライターをしています。時間的にはかなり余裕がありそうに見られると思うんですが、この期間、すごい締切りを抱えていまして、ほとんど頭があまり回らない状態でこちらに参加させていただいたような気がしております。

感想としては、皆さん、活発に話す方に引きずられちゃうところもあるな

と感じたんですけれども。あと、私が最終的に思ったのは、精神的、肉体的な負担が人によって違うなというのがありました。最後の方はへろへろでしわしわになっている方もいたので、ちょっとそれはかわいそうだなというふうに思ったものでした。

あとは、本当にここまで公平に意を尽くして、心尽くして、厳正に皆さんで量刑を決めるという、すごく安心しまして、これはあまりない方がいいんですが、もし身内とか知人に裁かれるような立場になっちゃった人がいたら、逆に安心できるなというふうに私は思いました。以上です。

【司会者】 それでは6番の方。

【6番】 私は6番の殺人未遂の事件を担当したんですけれども、やっぱり私も最初決まったときは、2番の方と同じように不安がすごく大きかったんですけれども、実際に来てみて、裁判官の方とかみんなとお話ししているうちに、だんだん安心してきたというか、思っていたより怖い場所じゃなかったんだなというのが一番の感想で、やっぱり通常では経験できないような経験だと思imasるので、それをできたということはとてもよかったと思っています。

今も私ちょっと派遣で月末月始の仕事をしているんですけれども、一応スケジュール的には絶対この日に行かなきゃいけないという仕事ではないので、割と調整の方はつけやすかったと思います。以上です。

【司会者】 ありがとうございます。7番さん、お願いします。

【7番】 7番の事件に参加させていただきました者です。もう会社人生はリタイアしておりまして、会社自体は40年近く勤めて、それから今はフリーターというか、アルバイトを少しやっております。今日もアルバイト先から、午前中アルバイトで、汗を流して駆け込んでまいりましたので、少し遅れましたが、すいませんでした。

事件は強盗致傷、傷害、窃盗という三つなんですけど、件数が4件ありまし

た。非常に複雑というか、共犯者が同じ場合と違う場合といろいろ分かれていまして、それと起訴された事件の事実というか、時系列じゃないものですから、我々サラリーマンというのは大体時系列的にすべて書類は整理するんですけれども、起訴されたところがぼこーんと途中、一番古いというか、そこから辺から行って、また元に戻るような時間の入り練りがあったりしましたので、最初はそれでちょっと戸惑いを感じていたんですけれども、6日間というか、長丁場というか、ちょうど1週間、裁判というのは1週間で終わるのかなと思っていたんですけれども、ちょうどどういう訳か1週間で判断というか、結審したということになっておりまして、裁判長、たまたま今日おられます中山さんと右陪席の方、もう一人お若い方がいらっしゃったんですが、非常にチームワークが良くて、懇切丁寧に御指導いただきましたおかげで、我々としては持っている常識の範囲内で最大限の結論が出せたんじゃないだろうかというふうには思っております。

そういう点では非常に、自分自身も参加したことに対して満足して終わらせていただいております。以上でございます。

【司会者】 ありがとうございます。それでは8番の方。

【8番】 7番さんと同じ事件で関わらせていただきました。今おっしゃったように、何て言うか、実習つきで、評議の時間にいつもいろいろ、これはこういうことを質問して、こういう答えを引き出したかったんでしょねみたいな、いつも解説してくださっていたので、実習しながら講義を聞いているような気がしました。ですから、裁判の法廷でいろいろお話しとかしている言葉が特殊なので、分かりにくいところがあったんですけれども、そういう時間に説明していただいて何とか理解できたのかなという気がします。

この事件は、何とか被告人が更生してくれたらなという気がして、そういう展望が開けそうだったんですけれども、最後の日に、ちょうど柏のネグレクトでしたか、御主人の方の裁判があって、傍聴しに行ける時間があつたの

で、30分ほど行ったんですけれども、あまりにも重たくて、この事件だったら私はきっと途中で具合が悪くなっていたなって。この事件だったから何とか6日間乗り切れたかなという気がしました。

私は週に3日だけの臨時職員で、文学館で学芸員、司書の仕事をしています。ただ、そのほかにちょっと母親の介護をしていますので、そういう都合をつけるというのがありました。以上です。

【司会者】 ありがとうございます。

それでは、次の話題に入っていきます。職業のこととか尋ねたのは、裁判員裁判に参加していただくに当たって、御自分の職業、仕事や学校、あるいはプライベートの用事等の関係で、スケジュールの調整とか苦労した点があるんじゃないか、そんなようなところを中心に話を伺いたいなというふうに思っています。

選任手続と公判を分けるやり方とか、あるいは今回だと3番さんの事件でしょうか、3番さんの事件は選任が午前中であって、すぐ午後から審理が行われている、そんなのもありますし、それはどちらがいいのかとか、仕事の関係等も含めて、ちょっとその辺の御苦労があったら聞かせていただきたいなというふうに思います。

1番の方は、選任を含めると11日間というかなり長い裁判で、予定を見ますと、選任があって審理が始まるまでは10日間ぐらい余裕があったんでしょかね。

【1番】 そうですね。営業職で、私一人で得意先を持つという営業をしているので、本来であれば、参加するということが決まれば、断らざるを得ないような、そんなような営業職をしています。

ただ、たまたまタイミングが良くて、ちょうど得意先を変更するというタイミングだったので、今持っている得意先は新しく営業になる人間に渡せて、今度僕の得意先になる所は逆に、今持っている人にちょっと長めに持ってい

ただくという、もちろん会社の配慮もあって、うまくそのタイミングで裁判の日にちが決まったというのがあったので、私自身はそういった形で会社の協力もあったので、スケジュールの調整は楽でしたけど、もしうちの会社の人間で同じ営業職が同じような審理の長い時間になった場合は、まあ、その人はつらいかなと。

営業職なので、裁判所に来て、その後とか、その前とか、そういう時間で書類の作成等をすればいいんでしょうけれども、そうすると、かなりつらいのかなと思います。

逆に選任のときにはスケジュール調整がついていますから、もし選ばれなかったら休まなきゃいけないわけですから、それは全部会社に申告していますので、逆に選任の日は絶対受かってやろうと思って、余白なしに一杯いろんな意見を書いたというのはありますね。ここで落ちたら会社に馬鹿だって言われる。

【司会者】 なるほど。そうすると、選任のときにはもうこの公判の日程のところは全部空けて。

【1番】 そうしないと、もし選ばれたら、10日後に始まって、その間に引継ぎ等は、2週間も空けるようなことはやっぱりちょっと、1対1の営業をしているものですから、グループでやっているんじゃないのでできないので、選ばれないと恥ずかしいぐらいです。

【司会者】 選ばれないと逆に、空けてしまったところが困ってしまうと。

【1番】 そうですね。宙ぶらりんな営業で2週間何やってんだろうという話になっちゃうので、そんな気持ちで選任の日はいろいろ意見を書かせてもらったりしました。やりたくない人の拳手なんかを全然しなかったような気がします。

【司会者】 1番さんの事件を見ていると、審理は10日間ですけれども、金曜日が休みになっていたかと。審理の途中で休みがあった方が仕事の関係

ではいいのでしょうか。それとも，1番さんの事件のときはもう全部そこは仕事は休んでしまったということですか。

【1番】 その日も会社は休みにしていました。

【司会者】 そうですか。なるほど。

【1番】 最後の金曜日が休みだったのは，評議がみんなで合意ができたので1日短くなったというのがありましたけど。どうせやるなら連続した方がいいのかなというのが個人的な意見ですね。

ただ，それはやっぱり事件の中身とか，精神的なものとか，どなたかが人によって同じことをやっても感じ方が違うとおっしゃったと思いますけれども，確かにそのとおりだと思うので。変な話，僕なんかえげつのない写真を見ていますからね。そういったものをストレスに感じる人もいれば，逆にそれを正義感で証拠物件としてちゃんと見られる方もいらっしゃいますから，人によって感じ方が違うので何とも言えないですけど，私個人としては審理は連続して，元々土日が休みなので，私の場合は2週間ですから，連続してもいいんじゃないかなとは思いますが。

【司会者】 ありがとうございます。

2番さんの事件は木曜日から審理が始まったんでしょうかね。木金と審理をして，土日を挟んで論告があって判決，そのような日程だったと思いますけれども，何かスケジュール調整の方で。

【2番】 主婦ですので，時間的に余裕はあるんですけど，趣味を持っていますので，ちょうど私1年くらい前の秋なんです。それで，秋って芸術的な出品作品とかいろいろあるんですよ。役員もしていたから，この裁判員に選ばれたことも言わないで，「ちょっと用事あるし，役員ちょっと代わってくれない，この間だけ」と。でも，スケジュールが出ていたから，「この日は行けないから，あなたが役員してね」とかって言えたから，かえって私もちゃんと日程が決められていたからよかったんですね。

あと、1番さんがおっしゃったように、私もそんなにすごい写真を見せられたわけではないんですけど、何か被告の方の人生を私が背負っている、その人の家族だの何だのが私たちのこんなんでいいのかなとか、そういうことはずっと引きずったんですね。

だから、これが日にちが空いていると、その日にちが長いわけでしょう。ぱっと終わっていた方が、苦しいのがぱっと終わっちゃうという感じに私は感じたんですね。いつも裁判所に来るときに心の中が霧なんです。みんな聞くと、「何かぱっとしないよね」って。何かすっきりした気持ちにはなれないんですね。

私たちが弁護士さんとか検事さんみたいにプロだったら、これでいいんだって、多分どこかでそういう訓練というか、そういうのをされているんだと思うんですけど、私なんかはそういう訓練ないわけでしょう。その人の人生を左右する、本当にこの人がしたんだろうとか、そういうことがすごく頭の中で巡ってしまっただんですね、私の場合は。

【司会者】 そうすると、土日を挟まずに早く終わった方がよかったかなと。

【2番】 そうなんですね。でも、粗雑にはしませんよ。審理はきちっとやるんですけどね。

【司会者】 それで、2番さんの事件だと、選任の期日が火曜日にあって、審理は木曜日から始まっているという、こういう日程だったわけですけども、その日程自体は良かったか、それも・・・。

【2番】 それはよかったかなと思います。

【司会者】 それはどんな点でよかったんでしょうかね。

【2番】 自分の中でいろいろ組み立てられるでしょう。

【司会者】 選任されたということでちょっと1拍置いて考えることができたので、ちょっと時間が空いていた方が良かったという御趣旨でしょうか

ね。

【2番】 はい，そうです。

【司会者】 ありがとうございます。

それじゃ，3番さんはいかがでしょうか。先ほど話したとおり3番さんの事件だけがその日午前中に選任があって，午後からもう審理が始まったということなんですけれども，その辺も含めてスケジュール調整の関係で何かあれば。

【3番】 スケジュール調整はやっぱりきつかったですね。というか，何か別世界に突然入れられたような状況だったので。朝，裁判所に来て，じゃ，この方はお残りくださいということで別室に入って，いろんな方とお話ししてということだったので，精神的にもなかなか切り替えというのが，頭の切り替えもなかなかできなかったですし，スケジュールも，会社は一応裁判員になったときの休みの制度があるんですが，いかんせん間髪を入れずだったので，ちょっとどんなもんかなというのもあったのと，あと正直言うと，私も営業の仕事なので，お客さんとの商談等のタイミングだとなかなか思うように休めないというのもあるので，1日休みにしちゃうと，その間に仕事して何か事故とか起こすとまずいので，私の場合は休暇の制度は使わずに，朝来て，3時，4時，5時までやって，その後，会社に戻って，やれることをやって，また次の日みたいな形だったんですね。なので，スケジュール的にはちょっと厳しかったです。

確かに私の場合，記録を見させていただくと，水曜日はお休みを頂いて，月火で木金だったのかな，その4日間だったんですけど，その間の1日で要は仕事のしわ寄せが全部水曜日に来る形で，なかなかいい感じに多忙でした。でも，私の場合はその間の1日は，逆に選ばれてからの休みがなかったので，意識的にはちょっと冷静になる期間という意味では，いい1日だったのかなというふうには今は思っています。

【司会者】 やっぱり午前中に選任されて、午後からいきなりというと、ちょっと・・・。

【3番】 そうですね。一応上司には「こういうがあるので、多分何事もなく過ぎ去っていくとは思いますが」という話をしたんですが、例えばさっきの1番の方のお話じゃないですけど、会社の理解があるかどうか、上司の理解があるかどうかということもありますし、あとは物理的にお客さんとの、月曜日の午後行くという予定を立てていたのが午前に決まっちゃいましたというわけにもいかないですし、だからって空けといて、選ばれませんでしたからやっぱり行きますということもさすがにできないので、そこはやっぱり若干の猶予は頂きたいなと思います。

【司会者】 ありがとうございます。

それでは、4番の方ですけれども、4番の方は先ほど大学生ということで。

【4番】 はい。大学生ということで、会社とかそういう重い責任はないんですけど、趣味でオーケストラをやっているの、その団体と、あとアルバイトで塾で働いていて、そのほかに講演、講師としていろんなお話しをするということをしていたりして、あとは学校、この三つのスケジュールをつけないといけない。大学生はさっき暇だと言いましたけれども、そういうたくさんさんのグループに所属しているという意味で、別々にスケジュール管理をしないといけないというのがちょっと大変だった点として挙げられます。

アルバイトは休講で、それは簡単にできたんですけども、僕が今日一番言いたいなと思っていたのが大学の方の話なんですけど、僕は一応国立の大学に通っているの、裁判員の理解とかは学校は当然あると思っていたんですけど、先生に言ったら「えっ、選ばれたの。ちょっと待って」みたいな感じに言われてしまって、国が作っている大学なので、当然、学生が裁判員に選ばれたらこういうふうにしましょうという、少なくともマニュアルぐらいはあってしかるべきだと僕は思っていたのに、うちの大学ではそういう経験

が今まで1個もないから、ちょっと学長まで話をして、会議をしないと何とも言えませんという対応を取られたんですね。

そこが僕はちょっとおかしいんじゃないかなというのはまず最初に思ったところで、僕も裁判員行けますよと出しちゃっていたので、学校は、結局、行っていいよという話にはなったんですけども、その分補講はしてくれないという結論になって、ほかの学生と同じ授業料を払って行っているのに、僕は行った4日間、5日間、その講義の分の話を聞くことができなかった。勉強しに大学に行っているのに、こっちに来たから勉強できなかったというところがあって、ちょっとそれはおかしいのかなという気はしています。

【司会者】 なかなか、3年たっていますけれども、まだ裁判員に理解がないというところもあるということで、今後の課題の一つとしていきたいなと思っています。

それで、4番さんの事件も途中で休みがあったりしたんでしょうかね。

【4番】 そうですね。1日休みが入りました。

【司会者】 それはよかったですか、途中で休みが入るとするのは。それとも、そんなに長い裁判員裁判じゃないので、一気にやっちゃった方がよかったのかという辺りはいかがでしょうか。

【4番】 僕はぱっとやってくれた方がよかったなと思いますね。1日空くと、その分、その1日だけ学校に行くわけで、その前の3日間学校に行っていないので授業が当然分からない。そこで1日だけ行って話を聞いてというのが、そうしたらよくないなというふうに思いました。

【司会者】 ありがとうございます。

5番さんはさっき、肉体的、精神的につらい方もいるんじゃないかというお話もあったかと思いますが、5番の事件も前の週に選任をして、月曜日から月火と審理でしょうかね。

【5番】 はい。皆さん、続けてやってもらった方がよかったとおっしゃ

っていますが、やはり、ちょっと1日あっただけでも会社に行き、たまった仕事をして帰ってきたという方が多かったので、逆に続いてきちんと終わっちゃった方が、肉体的にも精神的にも楽ということはおっしゃっていました。

【司会者】 なるほど。途中で空いちゃうと、やっぱりそこは会社に行かなければいけなくて、行っていると、こちらは終わっていないしということで、ちょっとつらいというようなお話があったということでしょうかね。

ただ一方で、肉体的に疲れている方は1日休みがあった方がよかったという、そういうところも。

【5番】 いや、それもなかったですね。その1日で逆にすごく疲れちゃったみたいな話がありました。

私の場合はフリーのライターと申し上げましたが、とりあえず家で原稿書くのは夜の時間でもいいんですけど、例えば週刊誌なんかだと急にインタビューの仕事とかが入るんですね。今回やはり一つ断って、マンションの1か月のお家賃が飛んじゃったんですけど、そういうのもフリーの仕事の人というのは、会社の理解だとか全く関係ないところなので、ほんと生活がそのまま掛かっているんですね。

たまたまフリーで自営をしている方が選ばれていたんですけど、その方とそんな話をしていて、「結構そろばんはじくと損だね」みたいな話をしていました。私としてはやはり職業柄すごく勉強になりましたし、よかった経験だとは思っております。

【司会者】 ありがとうございます。

6番さんもそんなに長くはない事件で、前の週の水曜日に選任の期日があって、月曜日から審理が始まる、こんな日程だったと思いますけれども、スケジュール調整とか何かの関係で御苦労等はありませんでしたでしょうか。

【6番】 子供がまだ小学生で、ちょうど私が選ばれたのは夏休みだった

んですね。しかも月末と月始は仕事があるんですけど、ちょうど月末に入っていたので、子供を預ける所とか、そういう調整がちょっと大変だったんですけど。

【司会者】 そうすると、前の週に選任期日があって、そこからお子さんの関係だとかそういうのが調整できたということでしょうかね。

【6番】 そうです。

【司会者】 これが選任されてすぐ、そのまま引き続いて審理等だと、やっぱりその辺は大変だということでしょうかね。

【6番】 はい。やはり日にちは欲しいかなと。

【司会者】 なるほど。ありがとうございます。では、7番さん、いかがでしょうか。

【7番】 私はほとんどアルバイトで責任のある仕事ではないんですが、それでも週に3日か4日、仕事がある日がありますので、会社の方に連絡しましたら、会社の方は当然裁判員制度ということで、なかなか裁判員に当たった人は少ないわけですから、びっくりしまして、まさか当たらないでしょうということなんですが、とりあえず当たった場合ということで、代わりの方の手当てをお願いしておきまして、ちょうど選任が木曜日だったんですね。その日会社に連絡して、やはり選ばれましたということで、そのまま代わりの方はスムーズに入っていたいただいと。

それから、裁判が月曜日から金曜日ということで5日間ですね。私は裁判員裁判というのはこういうものだと思っていたんですね。週の前に選任があって、ちょっと置いて月曜日からその週のうちにやるんだなと。さすがだな、スケジュールリングがすごい配慮されているなど。

それから裁判員の方も、我々のグループのときには、男女比それから世代別、ちょうどいいぐらいにバランスが取れていたんですね。ですから、そういうふうに使われるのかなと。あまり男女の差別もなくて、世代間の関係も

なくていいなと思って、よその裁判を見に行ったらそうでもなかったということもございましたものですから、あのまま知らないでいたら知ったかぶりで、裁判員裁判ってこういうものだということを私はしゃべりまくっていたんじゃないかと思うので、焦っているところなんです、そういう点では自分自身としては問題がないというか、理想的なところでお手伝いさせていただいたなということです。

【司会者】 厳正なるくじで最後は選んでいますので、御理解いただければ。じゃ、8番さん、どうぞ。

【8番】 私は理解があったので大丈夫でした。

ただ、母親が幾つも病院行かなきゃいけないんですね。ですから、私が普段ですと仕事以外の日は母親を連れて病院を幾つか行かなきゃいけないというのがあって、選任をしますというお手紙を頂いたのは、選任する何週間か前ですね。

【司会者】 そうですね。8週間くらい。

【8番】 そうですね。選ばれるか、選ばれないかは分からないけれども、大学病院って1か月に1回とか診ていただくので、そのときに日にちはずらしていただいて、そこには入らないようにというようなことを随分前からやりました。

あともう一つ、私が仕事のと看とかにはデイサービスにやってもらっているんですけども、長くなったりとかすると、介護度によって点数が出ちゃったりすると、1日の負担額が10倍になっちゃうんですよ。実費になっちゃうの。だから、1日1回1万とかなってしまって、そういう範囲ではなかったからよかったんですけども、そういうのもあり得るという気はしました。

【司会者】 なるほど。ありがとうございます。

それじゃ、この関係で、裁判官も含めて、検察官、弁護人の方で何か御質

問とかありますか。

【裁判官丹羽】 1番さんだと、今回は選任入れて11日間という長期なので、さっきのような御苦勞はあったと思うんですけど、仮に3番さんのように3日とか4日というような審理だと、どんな感じになるでしょうか。それだと少しつらいので辞退をされるというか、そんな方向になるんでしょうか。仮定の話なので、お話しづらいとは思いますが。もし短い期間、皆さんからすると短くもないんでしょうけど、3日、4日、要するに1週間で収まるような審理のときの仕事のやり繰りなんかはどうされるんだろうかと、ちょっと興味がありまして。

【1番】 会社によって違うと思うんですね。私の会社で私の普通のお客様から多いので、その日のうちに対応とかというのが非常に多い仕事柄なので、やれと言えやれますけども、そのときは心は裁判員の方には入っていないでしょうね。

【裁判官丹羽】 心ここにあらずみたいな。

【1番】 常に携帯を気にして、休憩時間になると携帯を持ってそそくさとどっか行くみたいな、そんな形になってしまうでしょうね。審理がどうなっている、そんなの知らないよみたいな、早く決めちゃおうよみたいな、そんな気持ちになってしまうような気がしますね。

たまたま私は、先ほど言ったように、担当の引き継ぎの期間にちょうどまいことはまったので、何も気にせず、ここだけに集中できたんですけども、そうじゃないとやっぱり心がふらふらふらするようになりますね。

【裁判官丹羽】 ありがとうございます。

【司会者】 それでは、スケジュール調整につきましてはこの辺にさせていただきます。次の話題の方へ行きます。

次の話題が一番関心があるところなんですけれども、審理の分かりやすさ

について、お聞きしたいと思います。

まず一番最初に伺いたいのが、審理の最初のところで、検察官と弁護人が冒頭陳述とあって、この事件はどのような事件で、どういうところに問題があって、どういうことを主張していくのか、そんなようなことを説明してくれたと思います。この検察官、弁護人がやった冒頭陳述、プレゼンテーションみたいなものですね、それが果たして分かりやすかったかどうか、率直なところを伺いたいというふうに思います。

特に今回参加していただいた方の事件の中で、1番さんや3番さん、4番さん、7番さん、8番さんの事件だと、複数の事実がある事件ということで、その事件の関係だとか、先ほど7番さんから話がありましたように、時系列になっていなくて分かりづらいとか、そんな問題もあったかと思いますが、最初の冒頭陳述というところで皆さんに理解していただいたのかというところをお聞かせ願えればと思います。

それでは、7番さんと8番さんの事件は同じ事件で、先ほど話がありましたように、これは4件事件がありまして、それも平成22年から平成23年まで結構な幅がある中での4件ということで、更に共犯者がいる事件なんですけれども、共犯者も事件ごとに違ったりする事件だったと。そんなところで、最初の冒頭陳述でその辺が理解できたのかどうかというところからちょっとお話を伺いたいなと思います。いかがでしょうか。

【7番】 やっぱ最初はかなり混乱しましたね。今すぐこのときの記憶は出ませんが、かなり混乱したことを覚えております。

それはその後の裁判の日時を経ることによって理解が進んでいったというか、裁判と共に自分の頭の中で整理されていったということで、訴状を見ても最初はちょっとよく分からないというか、事件が入り組んでいるというか、前後しているということも非常に混乱した一つだったと思っております。

【司会者】 8番さん，いかがですか。

【8番】 私も最初の頃は何が何だかよく分からなくて，どの文書を見ていいのかが分からないくらい訳が分からなかったです。でも，先ほど申し上げたように，途中で解説していただいて，ああ，そういうことだったのねというふうに，その頃までちょっと分かりにくかったです。

【司会者】 その辺，検察庁の方から御質問があるということで。

【検察官野原】 7番さんの方と8番さんの方に御担当していただいた事件については，事件が全部で四つありまして，それぞれ共犯者が重なっていたり，重なっていなかったりして，ちょっとややこしかったので，担当検察官に聞いてきたところ，その辺ちょっと分かりにくいので心配があったので，一覧表とかを冒頭陳述でお示しして，事件を時系列順に並べたりとか，共犯者は，この事件について共犯者はこの人ですみたいな一覧表を作って，分かりやすく説明する努力をしたというふうに申しておったんですけれども，その辺りの御感想とか，あるいはもうちょっとこういう所を改善したらどうでしょうかというようなことがありましたら，教えていただければと思うんですけれども。

【司会者】 たまたま担当した事件なものですから実物があって，上の方に事件が1，2，3，4と事件があって，そこで日時だとか共犯者の名前とか被害者の名前だとか書いてあって，下の方にそれとは別に時系列表というのがあって，そんなような冒頭陳述メモというのを検察官が作成されていたということなんですけれども，御記憶がありますでしょうか。

【8番】 うっすら思い出しました。

【7番】 そういう表みたいのはありました。ただ，裁判というのは本当初めての経験なものですから，何が争点なんだとか，結局，よくテレビドラマで見る裁判シーンしか知らないわけですね，ああいうドラマティックな。ああいう場合は大体問題はこうなっているからという背景が分かっているわ

けじゃないですか。推理小説と一緒にですが、背景が分かっていた中で入り込むわけですから。

ただ、現実には、検察官の方がぼっと立たれて「今から読みます」と言われて、何の裁判だと言われても、傷害事件ですよとか強盗事件とか、それは分かるんですが、じゃ、誰の何を判断するんだという、その根本が分からないんですね。裁判員というのは何を判断するんだというか、最初それが一番分からなかった状態。

ただ、そのうち分かるようになるでしょうということでスタートしていったわけですがけれども、その中で、検事さんの立場からしたら、もうちょっと有罪を主張されるんだったら、そういう方向において何かもう少し、オリエンテーションじゃないですけど、もう少し我々に分かりやすいような、この裁判というのはどういう目的でどういうふうな形でやっているんで、例えばこの被告はいろいろ言うけど、この被告とそのほかの背景というか、分かる範囲でいいんですけども、その背景の中においてこの被告の犯した事件のこれとこれとこれについて今から裁判をするんですよ。

その中で、例えば、事件を精査するということで、その中において、この事件において罪を確定するというか、求刑するというような、何か全体的な仕組みというか、裁判の仕組みを、もう少し事前の段階、イントロですな、イントロが欲しかったなと。欲しかったなというのは私個人ですけどね。それがあればもっと分かりやすいんじゃないかな。

我々から見たら若い検事さん、失礼ですけど、一生懸命やっという事は分かるんですが、何か空振りしているというか、その辺がちょっともったいないなというか、もうちょっと我々に分かりやすいように訴え掛けてもらえばいいのかなというところ辺をちょっと感じました。

【司会者】　ほかの方はいかがでしょうか。ほかの事件でも結構事件が複数ある、例えば4番さんの事件だと事件が三つぐらいあって、冒頭陳述はど

うだったでしょうか。

【4番】 分かりやすい，分かりにくいでいえば，どちらでもなく，分かりやすいという感じですね。

ただ，僕は理系の学生なのであれなのかもしれないですけど，お話しただいているときに，マクロな視点だったものがいきなりミクロになったりとか，そのミクロだったのがマクロになったりとかという，その視点の切り替えをきちんとってほしいなというのをすごく感じましたね。

例えば，今回の事件はこういうことから大きく分けてありますと。この事件 についてはこういうふうに細かいことがありますというような整理をしていただくと分かりやすいんですけど，僕が受けた説明はそうじゃなくて，例えば窃盗に関しては，この犯人が例えばこういう銘柄の，例えばお～いお茶を何本，伊右衛門も何本とか，そういう細かいところまで言われて，そこはどうでもいいんだけどなみたいなことはちょっと思いましたし。

あともう一つ感じたのは，僕たち裁判員じゃなくて，裁判官に対して話をしてるんだなというのをすごく感じて，そもそも検察官とか弁護士の方が裁判員の目を見て話していただいていたというのを僕はすごく強く覚えていて，私たちの主張の方が正しいんですよというのをいかに裁判長に訴えるか，何かそういうのを僕は感じた覚えがあります。

【司会者】 なるほど。

3番さんの事件も事件自体は二つあったと思うんですけども。

【3番】 はい。私のは割と連続的というか，同じようなことをしているので，話としては分かったのと，あと，先ほど，要は何のお話し合いをするんですよということを裁判官の方が皆さんで「今回は有罪ということはもう確定しています。本人も自供しています。つきましては，今回は，じゃ刑の重さをどうするかという話し合いを皆さんしてもらいますね」という話を初日に頂いていたので，ああ，じゃ，そういう観点で聞けばいいんだなというこ

とで、お～いお茶を何本とか、そういう細かい話は自分の中で整理できたので、そこはよかったなど。

審理の中で、検察官の方は準備万端、弁護士の方はそれに対してはプレゼンテーション能力が違うという状況を私はちょっと感じました。先ほど4番さんがおっしゃったような、裁判官の方に対してみんな話しているということとはなかったのですが、検察官の方も我々に分かりやすいようにいろんな資料を作ってお話しされたりとか、本当にビジュアルで示していただいたので分かりやすかったんですが、それに対しての弁護士の方は、多分量刑なので違うのかもしれないんですけど、あまり事前準備があった感がなかったので、見せられただけで検察官の方がやっぱりインプットされちゃうんですね。なので、そこは人によって違うんでしょうし、弁護士の方とかによってもまた変わるんでしょうし、ああ、こんなに違うのかなというのは率直にありました。

【司会者】 3番さんの事件だと、多分、事実自体には争いがないというところで、弁護人の方からはなかなか難しい事件だったかもしれませんね。

【3番】 だとは思ったので。

【司会者】 なるほど。じゃ、そういう意味で、1番さんの事件なんていうのは事件が三つあって、全部争いがある、事実上も争いがあるというところで結構大変だったんじゃないかなと思うんですが、最初の冒頭陳述の検察官のと、あと弁護人の方の分かりやすさというところではいかがでしょうか。

【1番】 私どものときの検察官の方も弁護人の人もレジユメを作ってもらって、こういうところが我々の主張ですみたいなところは作ってもらっていたんですけども、先ほど7番さんがおっしゃったように、どういう流れで行くのが全く知らされていなくて、予備知識もなくて、いきなりレジユメを、空いているところに法廷で聞いた疑問点とかそういうのを自分の判断で書いていってください。最初に私が聞いて、今覚えていることというのは、「法廷の中のことがすべてです」としか言われていないんですね。だから、

事前の予備知識も全く我々ないんですよ。

でも，変な話，裁判官と検察官の方というのはいろんな調書だの取調べをしたことによって冒頭陳述書を書いているでしょうから，その内容をいきなり言葉で説明して読み上げていったものを聞いていても，全然理解最初できなかったです。ちゃんと争点を書いてあるんですけど，何を書いたらいいのかも分からないし，聞く言葉は何だかよく分からない言葉だし，強盗致死って何とか，強盗致傷という言葉も初めて知りましたからね，本当の意味を。こんなの分からないですからね。とかいうのもあったので，最終的には，先ほど7番さんがおっしゃったように分かるんですけども，最初に聞いたときはもうどうしようと。

【司会者】 最初の冒頭陳述の段階では，やっぱりなかなか頭に入っていないところがあると。

【1番】 はい。これが許されるのかどうか知らないですけど，冒頭陳述を聞く前に，予備知識と言ったらおかしいですけど，何かある程度の情報が欲しいなというところがありますね。いきなり，選任の日があって，何日か後に来てくださいというのに何の資料もないわけじゃないですか。「自分でネットで調べるくらいはいいですよ」と言われて調べたら，ああ，こういう事件がぐらいしかなくて，いきなり裁判所に来て，何か手続して，いきなり，じゃ法廷行きましょうって。法廷なんてね，まさか出ると思わないのにいきなりぼーんと開けられて，人が一杯いて，座って。その後，冒頭陳述が始まって，どうしようという話ですね。というのが正直な意見で，理解できたかということ，できませんし，難しいですよ。

【司会者】 分かりました。ほかの方はいかがでしょうか。ほかの方たちの事件は，事件自体は1つの塊だったと思いますが，それぞれ経緯があったりする事件なので，それについて分かりやすかったのかということなんですよけれども，例えば2番さんなんていうのは覚せい剤の事件で，我々はなじ

みがあるんですけれども，裁判員の方たちにはあまりなじみがない事件だなというふうに思うんですけれども，最初の説明を聞いて，どんな事件でどんなところに問題があってということは。

【2番】 裁判長が私たちに，検事はこういうことを言っています，弁護士はそれに対してこういうことを言っているんですよということをちゃんと説明して下さったんですね。だから私たちの中で，ああ，そうなんだという理解ができたんです。

【司会者】 そうすると，法廷で検察官，弁護人が読み上げているときにはあまり分からなかったということでしょうかね。

【2番】 まず，外国の方ですよ。聞いていて，通訳の方もいらっしゃっていたんですけど，一応読んで，ああ，そういうことか，ああ，そうか，うん，覚せい剤は悪いな，うんうんという感じで，本当に素人ですからね，そういう感じでいました。

【司会者】 でも，終わって，休憩の時間等に裁判官の方で，こういうことを言っているんですよというのを説明してくれたと。

【2番】 はい，そうです。私たちのチームで，これはどういうことを言っているんですかとか，どうだったんですかって質問しましたから，それに対して裁判長が，こういうことを言っているんだと思いますよって，そういうことをおっしゃったから，ああ，あのときの話はこうだったんだ，弁護士さんの言っているのはこういうことを言っていたんだ，検事さんに対してこういうふうに言って突いているんだな，ああ，検事さんはこういうことを言っているんだなというのがある程度理解ができました。

【司会者】 では，5番さんはいかがでしょう。

【5番】 私の場合は，無理心中で親子の心中で，母親とちっちゃい娘さんということだったんだけど，犯人が罪状ももちろん認めていましたし，すごくそういう意味ではシンプルだったと思います。やはり裁判長がすごく懇

切丁寧に一つ一つ説明して下さったので、ほんとに分かりやすくスムーズに議論できたと思います。

ただ、被告がちょっと精神的な、病というほどじゃないんですけど、症状があって薬を飲んでいて、精神科の方がそれについての説明をして下さったんですけれども、そこら辺がちょっと難しかったかな。

【司会者】 その辺はまた次のところで聞きますので。

6番さんはいかがでしょうかね。最初の冒頭陳述というところで、そんなに難しい事件ではなかったかなというふうには思うんですけれども。ただ、要するに前の日の夜からけんかが始まって、実際に犯行が行われるのが朝方ということで、その間、何をしていたかというのが若干問題になるような事件だったと思うんですけれども、その辺が最初の説明を聞いて分かったかというようなところなんですけれども。

【6番】 そのときは、ああ、そういうことかって分かったつもりになっていて、でも評議室に戻って、みんなで話すときに、裁判官から例えば「さっきはこう言っていたけど、どうなんだろうね」と言ったときに、ああ、そうだよなと自分もそこで気付くみたいな部分も結構あって、分からないこととかはいつも分かりやすく裁判官の方が説明して下さったので、すごくよく分かりました。

【司会者】 そうすると、冒頭陳述の段階では皆さんなかなか頭に入らずに、その後の説明を聞いて分かったというような御意見が多かったかなというふうには思うんですが、その辺を受けまして、検察官と弁護人の方から何か更なる御質問等はありませんでしょうか。

【弁護士松田】 3番さん、弁護士の方が準備不足というふうにお感じになったというところで、私も何件かやる中で、冒頭陳述というのは常々どういうふうにプレゼンテーションすべきなのかは試行錯誤でやっているんですけれども、具体的にどの辺りが検察側と比べて足りないなとお感じになった

ところなのかを伺いたいんですけども。

【3番】 正直、多分ここにいる人ほとんどが、冒頭陳述と言われても何ぞやという世界で、そもそも裁判がどういう流れになっているのかすらいまだによく分かっていない中で、最初に御説明いただく際にもそうなんです、全体を通して、素人から見たらここが分からないだろうなというところを検察官の方は段取り組んで資料とか作っていただいている。その中にはもちろん堅苦しい表記というか、堅苦しい言葉になるところは当然法律ですからしょうがないとは思んですけど、ただ、素人目から見て、かみ砕いた表現で作っていただいている方が分かりやすかったんだけど、弁護人の方から出てくるのは、どちらかという、法律的文章をちょっと動かしましたという感じで、そもそもスタート地点から、ずぶの素人が見る資料を作っているというよりは、今ある資料をちょっと分かりやすくしましたという方法だったので、そもそもスタートが何か違うというか。弁護士の方は一杯いらっしゃるので、その中で経験されている方、されていない方も多いたとは思んですけども、それがちょっと比べてしまうと、検察の方が素人向けだなというふうに思ってしまいました。

【弁護士松田】 見た目のビジュアルとか話し方とか、そういうことよりも、そもそも中身を分かりやすく言い換えるだとか、そういうところに差が出てきた。

【3番】 そうですね。ビジュアルの資料ももう準備している数が違うというか、多分言うことがそもそも違ったんだと思うんですけど。御準備いただいているのも検察の方が多くて、弁護人の方はどっちかという、そこに補足される感じだったかなという印象です。

【弁護士松田】 ありがとうございます。もう1点いいですか。

7番さん、8番さんと1番さんがおっしゃっていたところで、最初は分からなかったけど、ある程度時間を経るうちにやっと分かってきたというところ

ろがあったかと思うので、それぞれ複数の件が争点になったり、扱われている件があったかと思うんですね。

私も1回、21件ある事件をやったことがありまして、どうやって話せばいいんだろうかって、理解いただけたのか、いまだに自信はないんですけども、これが分かったというのはいつの段階で、例えば裁判官から聞いて分かったのか、事件の証拠書類を読んでいる中で分かったのか、ある程度被告人質問を受けて、本当に最後の最後で、ああ、そういうことだったのかと分かったのか、その辺どうだったのかなというところを教えていただければと思うんですが。

【1番】 私の事件の場合は、検察側が言っていることと弁護人が言っている意見が、同じ事件に対して言っていることが違うという事件だったんですね。それを整理していくというのが多分審理のときだと思うんですけど、審理のときにみんなで話し合っても、みんなで話し合っても分からないときは、法廷をビデオに撮っているのだから、そこをもう1回巻き直して見るというか、もう1回、じゃ、この発言、言葉を聞いてみましょうということで、そういうのを何回も繰り返していくうちに理解ができたということなので、全部法廷の話聞いていたときではなく、その後の審理の段階になって、ああ、冒頭陳述で検察が言っていたことと弁護人が言っていたことの、まず言っていたことが分かった、で、争点分かった。じゃ、それに対して我々はどう判断しようというのが分かった、決めたというのは全部公判が終わって、その後、審理の段階になってからの話なんですね。

【司会者】 審理をやりながらだんだん分かってくる。

【1番】 分かってくるという、はい。

【7番】 裁判というのは一生に一度経験するかしないかという経験なので、よく分からないというのはみんな一緒だと思うんです。テレビドラマと違うのは、テレビドラマは事件が先にあるんですね、こういう事件ですよ

と。被害者もいるんですよ。被害者だって、被害者はみんなこういう生活していて、こういうふうな形でやっていたのがこういう事件に襲われて、それが法廷に来ているんだと来るんですね。それがいいんです、全くね。

それで素人の我々に起訴状がぼーんと来て、冒頭陳述、時系列表がありますよってA、B、C、Dとある。でも、被害者はどこにもいないし、これはどういうふうな問題なのと。先ほど言ったように、これは何を審議して、何を糾弾するのか、しないのかということですね。

そういう中において、検察官の方は、これは有罪なんですから早く決めてくださいという感じで来られるわけですね、どんどん。弁護の方は、そうはいつでも、これは証拠が本当にありますか、ないですかとか、有罪を立証するのは検察官の方にあるので、我々は知りませんよみたいな、例えばそういうニュアンス的なこと、検察がちゃんと立証していますかというようなことを訴えられるわけなんですけれども、そういう入り口の部分が一番ないんです。

だから、これはもし裁判員制度をやられるなら、そのガイダンスの、ちょっと何かケーススタディーみたいなことでトレーニングされて工程がされていると、もう少し審理というか、理解が深まるんじゃないかなというふうに思うんですね。

我々テレビドラマだとか小説でしか知りませんからね。皆さん方は当然の事実の世界なんでしょうけど、先ほどおっしゃったように、素人ですから、あそこを書いてあるあなたの御意見をお聞かせくださいという垂れ幕にあるように、本当にお聞きになりたいのであれば、我々がもう少し主役になるような、我々が本当に理解できるのかどうか分かりませんよ、これね。だから、できないことをしようとされている制度なのかもしれないけれども、少なくとももうちょっとそういうふうな努力というか、制度上の補助システムというか、何かそういうのが必要なんじゃないかなというふうには思いました

ね。

【司会者】 ありがとうございます。

【8番】 先ほど、表や何か分かりやすくまとめてくださった資料を提出している。確かにそうでした。2日目ぐらい、あるいは1日目の終わりぐらいから、それを基に何かいろいろ書き込んでいたという記憶はあります。ただ、1番最初の冒頭で、法廷の所で言葉だけで、もちろん見ているんですけども、それだけじゃやっぱり理解できなくて、休廷のときに裁判官の皆さんが解説をしてくださって、ちょっと分かって、証人とかの何人かを聞いた辺りになって、ああ、そういうことなんだって、この表の見方みたいな、この図の使い方みたいなのがやっと分かったかなという気がしました。

【司会者】 本当は法廷で聞いて分からなきゃいけないということなので、やっぱり我々の努力不足のところがあるのかなというふうに聞いていましたけれども、それは御意見として伺って、また今後の運用に努めたいと思っています。

それでは、次の話題に行きまして、今度は証拠書類の取調べのあり方ということで、冒頭陳述が終わって、その後、審理としては検察官の方の立証ということで、どの事件でも大体は証拠書類を朗読した、そんなような手続があったかと思います。捜査報告書だとか被害者の供述調書だとか、そういうのを読み上げたりするという手続があったと思うんですけども、それについて、書証、証拠の書類を検察官が読んでいって、それで内容が理解できたのか、あるいは何のためにそれが取り調べられているのかということが理解できたのか、更には、やっぱり長過ぎてよく分からないよというような御意見等がありましたら、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

特に3番さんの事件だと、これは被害者が証人として出てこなかったということで、ほぼ書類だけで立証が終わったということで、日程表を見ているとかなりの時間を書証の取調べに充てられたと思いますが、その点はいかが

だったでしょうか。内容を聞いていて分かったかというところなんです。

【3番】 結論でいうと分かりました。どこまで分かってほしかったのか分からないんですが、逆に言うと、事件の全体像が分かっている状況で、それを補足するというか、こういうことを被害者の方も言っていますみたいな、後ろからどう近付いてきて、そういう話だとかなので、どちらかというところ全体にある流れを補足するというか、この流れは被害者の人から見てもそうなんですよということでの確認資料だったので、そういう事実があったんだなということ認識することだったので、そんなに・・・。

【司会者】 例えば、日程を見ていると、書証の取調べがずっと続く、1日目の2時半ぐらいからずっと書証の調べがあって、夕方一杯、そして次の日も朝から書証の調べということがあったと思うんですけども、やっぱり聞いていて途中で眠くなるとか、そんなことはあまりなかったでしょうか。

【3番】 何も分からなかったもので、ああ、そうなんだ、そうなんだといって一つずつ聞いて、特に最初ですから、見ることも聞くことも全部初めてなので、そういう意味では、別に興味がなくなるとか、そういう話はなかったですけど、確かに聞き慣れない言い方とかはありましたけど、それもしばらく聞いたら、ああ、こういうものだなと思って、慣れてしまえば大丈夫だったんですが、同じ言い方でも、多分御理解されていなかったんだろうなという方も中にはいらっしゃるの、結局そこら辺がずれてくると、その後の評議とか議論している間でも、この人が置いていかれる感があるかもしれない。

【司会者】 中には理解されていない方も・・・。

【3番】 その辺りは裁判官の方が補足したりして、ああ、そういうことだったんですねみたいな話で結局キャッチアップされていった感じだったかなと。

【司会者】 例えば、この事件だと、被害者の方の供述も全部書証ということで、書類として法廷に出てきたと思うんですけど、やっぱり直接被害者

が法廷に出てきて、聞いたかったなとか、そんな御感想というのは。

【3番】 多分難しい議論だと思うんですけど、被害者の方を前にしたときの感覚と文章で来たときの感覚って、人間ってやっぱり違うんですね。紙で来ると事実を見るんですけど、前に来てダイレクトで話をされると、多分人間としてどうしても感情が入ってくるわけですよ。なので、そういう意味では、今回しかも量刑ということなので、刑をどうするかという話の中で、どっちがいいかと言われると、何とも言えないですけど、ただ事実に基づいてのみやるというのであれば、紙というのも一理だなとは感じます。

【司会者】 その事実が要するに本当なのかどうかというところで、書類だけ聞いていても本当なのか分からない、だけど、人が出てくれば質問ができたりするところで分かったんじゃないかなとか、そんなような御感想というのはありませんでしたでしょうか。

【3番】 あったことは双方一致していることだったので、別に、本当はそれなかったんじゃないですか、こうだったんじゃないですかというのはあまりなくて、こういうことでしたという事実のみだったので、そこはあまり。

【司会者】 4番さんの事件も同じように、証人が特になくて、書証の取調べが長かったんじゃないかなと思うんですけども、その辺はいかがだったでしょうか。

【4番】 僕が強く感じたのは、休憩が長過ぎる。30分に1回ぐらい休憩が入るのが、一々中断される感じがして、このままやってくればいいのにみたいなのはすごく思っていました。

【司会者】 なるほど。進行予定表を見ると、事件ごとに取り調べていったんでしょうかね。事件ごとに取り調べて、まず一つ目の事件の書証がこれですよと取り調べて、二、三十分取り調べると休憩が入ると。で、次の事件の証拠調べでまたやって審理に入る、こんなようなやり方をされたんですかね。

【4番】　　そうです。結構、僕的にはストレスがたまった感じでしたね。

【司会者】　　なるほど。こういう日程を組んだのは、その方が分かりやすいかなというところで多分こういう日程だったと思うんですけど、そこはちょっとまどろっこしい感じがされたということでしょうかね。

この事件も被害者等については特に証人で出てこないで、書類だけだったんですけれども、その辺はいかがですか。やっぱり証人で来て話してもらった方がというのは。

【4番】　　いや、多分証人の方がいたら、例えば自分が被害を受けて証人を出るとしたら、多分自分に好意的なことを言っちゃうんです。犯人のことをすごく嫌に思っているから、もっとこいつを重くしろみたいになっちゃうと思うので、そういった面で考えると、紙だけの方がそういう余計な感情が入らないのかなという気はしています。

【司会者】　　他の方はいかがでしょうか。まず書証の取調べがあって、それから、それが終わった後に、3番さん、4番さんの事件は証人が来ませんでしたけれども、ほかの事件だと証人ということで、例えば被害者だとか、そういう方が来て証言された、こんなような流れだったと思うんですけれども、最初の証拠、書証の取調べを聞いていて、その内容が理解できたのかというようなところについてはいかがでしょうかね。

【5番】　　私の事件は、先ほども申し上げましたように、非常に構造がシンプルだったので分かりやすかったです。流れもそうでしたし、検察官の説明も弁護側の説明も、争点もはっきりしていらしたので、全然問題なかったというか。

【司会者】　　ほかの方はいかがですか。2番さんは。

【2番】　　私の場合は、本人が否定しているんですね。それで証拠のものを、覚せい剤がこういう木の像に入っていたということで、私たちの所にちゃんと持ってきてくださったんですね。こういうふうに割って、こういうふ

うにして入って成田の方に持ってきたんですよということでちゃんと説明していただいて、私たちも実際にそれを手に取って見て、こんな巧妙なんだということで、それをちゃんと見せていただいて、ちゃんとやったから、それはちょっとよかったのかなと。

【司会者】 先にそういう、どういうものかというのが分かって、それから話が始まったので、それは分かりやすい。

【2番】 はい。初めにはないんです。途中でちゃんと持ってきてくださったんですね。どういうものでこうだって。

【司会者】 ほかの方はいかがですか。7番さんとか。最初に書類を調べましたよね。

【7番】 鉄パイプというのがこの事件で出てくるんですけど、複数回、その鉄パイプが鉄パイプという表現だけで終わっているものですから、ちょっとそれが分からなかったですね。コンジット式というか、30センチぐらいのやつをつないで、最初の時点では1メートルぐらいの棒で殴っているはずなんですけれども、その後は結局それが外れて3本か4本かになっているはずなんです。ですから、1本の鉄パイプというのは、長くした鉄パイプなのか、それとも単体の30センチぐらいの鉄パイプなのか、この辺が検察の資料では曖昧というか、不明のままだったんじゃないかなと。だから、それでまた余計審理が分かりにくくなっている。証拠品としても能力が低くなった記憶があります。ま、そこら辺です。

【司会者】 この関係で、6番さんの事件について検察官の方から質問があると思うんですけども。

【検察官野原】 6番の殺人未遂事件だったと思うんですけども、たしかこの事件については、被害者の旦那さんの証人尋問をする中で検察官がいるいる書証、証拠書類を被害者にお見せしたりとか、裁判員の方にお見せしたりとかして、そういう形で証人尋問と証拠書類の取調べを一緒にやるよう

な感じでやっていたかと思うんですけども、なかなか難しいかもしれないですけど、そういうのを全然別々に、証拠書類は証拠書類だけで読んで、それから証人尋問というふうにするのがいいのか、あるいはこの事件でやったように、証人尋問と証拠書類の説明というのをまとめてやってしまう方がいいのかという辺り、何か御感想ございましたら教えていただければと思うんですけども。

【6番】 記憶にあまりないんですけど、そのときに証人にも質問していますよね。

【司会者】 証人尋問をやりながら、普通だと、犯行の現場の写真とかをまず検察官が、ここでこういう事件が起こりました、ここに血がありますと全部説明をしちゃう。そして、それが終わってから証人尋問ということで、今度被害者が出てきて話すというのが普通の流れなんですけど、この事件ではそれをやらずに、尋問をしながら、この家はこうですね、そして、ここであなたが何かしたんですねと尋問しながらその書類についても説明をしてきた、こういうやり方なんですよ。

【検察官野原】 冒頭陳述の後にちょっと休憩が入って、その後、法廷に入ったら証人がいるという、そういう状態から証拠調べが始まって、それまで現場がどんな状況なのかというのを写真とかも見ていない状態で、被害者である夫が座っているんです。そこで話を聞きながら、現場のおうちはここですねというのをモニターに映しながら、そうですとかって証人に答えてもらいながら証拠調べをしたんですけど、覚えておられますか。

【6番】 はい。それは普通は違うということですか。

【司会者】 普通はそうやらないんです。

【6番】 初めてなので、それが普通の……。でも、その方が分かると思います。

【司会者】 そのときに何か特に分かりづらいなとか、そういうような記

憶がなければ、きっと分かりやすかったんだろうなと思うんですけども。

【6番】 はい、そうです。分かりやすいと思います、その方が。

【司会者】 ほかの方たち、いかがですかね。そういうやり方をした方が分かりやすいのか、それとも皆さんが体験されたような、最初は書証だけ見て、それから尋問がある。その辺はいかがでしょうかね。いや、我々もそういうやり方の方が分かりやすいんじゃないかなというのでやってみたんですけども。

【裁判官丹羽】 実はその事件だけなんです。うちの合議体で。

【6番】 ああ、そうなんですか。それが普通のことかと思いました。

【司会者】 いや、皆さんの評判がよければ、これからもやろうかなと思っているんですが。皆さんは1件しか体験されていないということで、なかなか比較ができないかなというふうには思うんですけども。発想としては、書証の調べだけしていても何かイメージがつかめないんじゃないかなというのがあって、それだったら一緒に、その後、証人が出てくるので、その際に説明していただきながらやった方が分かりやすいんじゃないか、皆さんの頭に入るんじゃないかということでやったんですけども、特にその辺は御意見はないでしょうかね。

それじゃ、証人尋問と被告人質問の分かりやすさというところに入りたいと思います。

証人尋問がなかったのもありますでしょうけれども、被告人質問はあったと思いますが、それについて理解ができたのかというところについてお話を伺えればと思います。5番さんの事件では精神科医の方が証人で出てこられたんですかね。

【5番】 はい。

【司会者】 その辺が若干分かりにくかったところもあるんじゃないかというような話が出ましたけれども、この辺も検察官の方から何か質問があり

ますでしょうか。

【検察官野原】 5番の方の事件では、精神科医の証人尋問をしているかと思うんですけども、担当した検察官に聞きますと、医師は何せ尋問の中身が病気に関する事なので、私どもも分かりにくいですし、当然皆さんにとっても分かりにくいだろうと思いますので、できるだけ基礎的なところからかみ砕いて医師に説明してもらおうように心掛けたと。あるいは、精神医学関係の用語についてもできるだけ分かりやすく言い換えて説明してもらおうようにしたんですけど、どんな御感想をお持ちかというのを教えていただければと思うんですけども。

【5番】 かなり懇切丁寧に語句の説明とか症例の違いとか、そういうところから話して下さったように記憶してしまっていて、すごく私は分かりやすかったんですけども、あまりに長過ぎて、あれもこれもという感じで、あれ何だったっけなんて最初のことを忘れちゃったりするような部分もあったという方がいて、メモを取りながら聞いていると、すごく分かりやすく参考になりました。

ただ、その先生にもよるだろうなと思います。たまたまその先生はすごく滑舌も良く、すごく説明がお上手というんですかね。

【司会者】 尋問は割と長めだったんですか。

【5番】 長かったような気がします。でも、ちゃんとスケジュールどおりだったと思うんですけど、長い気がします。

【司会者】 スケジュールどおりだとすると、30分からそんなものなんですかね。それでもやっぱり長く感じられる方もいらっしゃるようなことですね。

【5番】 はい。私は感じました。

【検察官野原】 そのときは何か手元に、どんなことを聞くかというのが項目で立っているような紙があったかどうか。

【5番】 レジュメというか、何かあった気がします。

【検察官野原】 それがあって、それを追いながら話を聞く、こんなような感じだったんでしょうかね。

【5番】 あった気がしますね。

【司会者】 ほかにはいかがでしょうかね。この関係でいうと、1番さんの事件も検視官という方が証人で出てきて、被害者の方がいつ亡くなったのかというようなところについて、多分検視官という方が死体の状況から何か説明されたんじゃないかなと思うんですけども。

【1番】 そうですね。

【司会者】 尋問を聞いていて、内容が直ちに理解できたかと。

【1番】 検視官の方の発言というのはすごい理解できましたね。非常に分かりやすく、こういう見た目、状況になったらもう何分後には死んでいるとか、こういう状況になったらもう生き返らないとか、非常に分かりやすい表現を的確になさった、今までの経験でそれはあり得ないとか。

例えば弁護士の方が、いや、そうじゃなく、こういうことが考えられるんじゃないですかという質問をすると、いや、それは今までの経験上はあり得ません、解剖学の見地が変わりますみたいな、そんな言い方をしているので、その方の話し方というのは非常に分かりやすく、逆にそれが後でみんな話合ったときにいろいろ判断材料の一つになっていました。

【司会者】 では、あまり専門用語みたいなのは使わずに。

【1番】 いや、専門用語はもちろん使うんですけど、ただ、それに対してちゃんと分かりやすい説明をしてくれましたね。

【司会者】 それを聞いていれば大体分かったということですか。

【1番】 分かりましたね。何分とか、あり得ないとか、そういう表現だったので、かもしれないとかいう表現はなかったので、非常に分かりやすかったです。

【司会者】 ほかの方はいかがでしょうか。

被告人質問とかで聞いていて理解ができるとか、要するに質問が何を意図して聞いていてというようなところがちゃんと理解できたのかというようなところなんですけれども。

【2番】 もしかしたらこの話とは違うのかもしれないんですけど、通訳が入るんですね。質問しているんですけど、こっちに返ってくる内容が、私の質問している内容とちょっと違う答えが返ってきているなという感じがあったんですね。でも、そこであまりしつこく言ってもあれかなと思って、自分の中で飲み込んでしまったんですけど、通訳というのは難しいですね。

【司会者】 そうですね。通訳だと、こっちが質問してすぐ返ってくるんじゃないので、本当に自分の質問を理解して返ってきているのかなという。

【2番】 相手の被告人にちゃんと言ってくれているのかなって。でも、被告人が言っていることは私が聞いていることと違うことを言っているなということを感じて、それは何を質問したか私はもう今は記憶にないんですけど、そういうのを感じました。

【司会者】 分かりました。ほかの方はいかがでしょうか。

【8番】 私、尋問のときにとても時間的にまどろっこしく感じたことは、例えば回し蹴りというのはどういうことですかというのをすべて言葉に置き換えなきゃいけないという、そういうルールを知らなかったものですから、事細かに、じゃ足をどうするんですかとか、あと腰に当たったというのは、あなたの腰というのはどこの部分ですか、自分の体で手で当ててみてくださいとかいうのが、何でこんなことにとても時間が掛かるんだらう。映像というのが証拠にならないというのはその後で知ったんですけども、何かもうちょっと時間とかそういう動作を別の角度から写すとかで何かできないのかしらって、結構それは違和感がありました。

【司会者】 確かにそこはおっしゃるとおり、調書に残さなきゃいけない

という関係で、言葉でこうやるんですけれども、それが行き過ぎていくと、だんだん聞いていて確かにまどろっこしいところがあるんじゃないかなと。

【裁判官丹羽】　　今のは、被告人が安全靴を履いて被害者の顔面を蹴ったかどうかというところが争われていまして、被告人は、いや、共犯者が回し蹴りをしたんだと、こう言っているわけですね。じゃ、どういう回し蹴りだったのかというのを言葉で表現させようと皆が四苦八苦質問している状況で、最後はその場で再現させたんですけど、再現させた上に更にそれを言葉にするという、そういうやり取りがあったんですよ。

それを今おっしゃっていて、結局、裁判官、裁判員の補充尋問の段階でそれをやっていたような記憶がありまして、なかなかイメージがつかみづらかったかなというのはありますね。

【司会者】　　ほかの方は、被告人質問だとか証人尋問だとかで何かこう分かりづらいとか、こういう工夫はよかったとか、そんなところがあれば教えていただきたいんですけども。

3番さん、いかがでしょうか。

【3番】　　今回、強盗強姦未遂で質問を裁判員がしましようという話になって、それは普通にしたんですが、質問する内容とかも事前には裏で打合せをしている形になって、こうですと聞くと、こうですと答えが来るわけですよ。来たときに、そこにもものすごく聞きたいことがあるときに、これ聞いていいのかなというのがあるんです。追加で質問が出てきたときに、がんがん言っていいものなのか、それとも、これ聞いていいんですかねというふうにそこで言うにもいけないので、そこは注意するというのはあるのと、我々は傍聴する方が割と少なかったのもそんなに抵抗感はなかったんですけど、結構重い事件で人がいる中だったら多分手を挙げられないのかなと思いました。

【司会者】　　今のところは皆さんいかがですか。

【裁判官丹羽】 多分これは裁判官のキャラクターにもよるんでしょうけど、個人的には、どうぞ聞いてくださいという感じで、駄目なら裁判長が止めるでしょうというのが僕の感覚なので、やっぱり受け答えの中で話が浮かび上がってくると思っていますので、だから証人尋問とか被告人質問がきっと意味があるんだろうと思っています。裁判員の方が聞かれた質問で、相手の答えでやっぱり疑問が解消しないのであれば、それはその問題意識を持った方が重ねて質問するというやり取りをやっていけばいいのかなと。

ただ、質問の内容が不適切な場合だってないとも限らなくて、それはきっと裁判官の方がコントロールしなければいけないテーマだと思いますから、そこはもうこのぐらいでとかいうのが入ると思っていますから、それまではいいんじゃないでしょうかというのが僕の個人的な意見です。

あと皆さんが、傍聴席が一杯で手が挙げられない方というのはやっぱり、それは裁判官の方が引き取って聞くというようなやり取りもきっとされていたのではないかなと思いますので、そういう形でやり、でも、そこでやっぱり裁判官の突っ込みが甘いということであれば、横から聞いていただく、こういうこともあっていいのかなと思っています。

【司会者】 尋問の関係だと、4番の方とか何かお気付きのところとか。

【4番】 僕は実際犯人の人に質問したんですけども、僕と同年ぐらいの人だったんですけど、僕が質問して、幾つか返ってこなくて、僕が追加で質問したりとかして、おおむねうまく行ったんじゃないかなとは思っています。

【司会者】 当事者の質問についてはいかがですか。被告人質問ですかね、まず弁護人の方から質問があって、それから検察官の方からあったと思うんですけども、そのやり取りを聞いていて何か分かりにくかったこととか。

【4番】 しっかり犯人が「私がやりました」というのをきちんとみんなに了解させるためのことだったんだろうなというふうに僕はくみ取って聞いて

ていたので、あまりそういうフラストレーションはなかったですね。

【司会者】 なるほど。あと7番さんとかいかがですか。あの事件だと、弁護人の質問というところではいかがでしょうか。

【7番】 難しいですけど、腰の高さがどこだったとか、それは検察の側なんですけど、お互いあまりそこは自分たちは気にはしていない、そんなに大きな争点ではないんだと思われるところについて割と尋問が何回も行われていたんじゃないかなと。分からないからやっていらっしゃるんでしょうけど、堂々巡りみたいな尋問が何回も行われていたなという感じはしましたね。

それと、一番不合理に感じたのは、被害者が一人出てこられたんですが、被害者の意見というのは意外と重要視されないで無視されているというか、いや、何となくですよ。被害者も「彼はここにいたんだ」と言っているのに、結局それがいつの間にかうやむやになっちゃって、何のための被害者の証言だったのかなというようなところはちょっと感じたりもしましたね。

【司会者】 ありがとうございます。そのほか何かこの関係ではよろしいでしょうかね。

それじゃ、次の話題に進めさせていただきますが、あと最後に論告と弁論というのがあったと思うんですけども、これについては何か特にございますでしょうか。例えば、長すぎるんじゃないかとか、そんなような御意見等がありましたら伺いたいんですけども、いかがでしょうか。

1番さんの事件なんていうのは結構長い論告弁論になったんじゃないかなと思いますが、それを聞いていて、どうだったでしょうか。

【1番】 この辺になってくると、ある程度自分の頭の中にも、お互いの主張が違って、でも、こっちの方が正しいのかなとか、こっちの方の意見を信じようかなというのが生まれてくる時期だと思うんですね。その中で弁護人の方がいろいろ弁護するんですけど、素人的には、何言っちゃってんのかなというところが何箇所もあって、弁護士の方も大変だなというふうを感じ

るところがありましたね。

弁護しなきゃいけないので、立場上分かるんですけど、素人から見ても何か無理やり理屈を並べているなみたいなところを感じて、非常にかわいそうだなというのと、それが罪にならないのかなということを感じたことがありましたね。私の場合はそう感じました。

逆に検察の方はよく調べているので、それに対してももちろん、変な言い方ですけど、有利な証言をする方を証人として呼んできているので、そうなっちゃうのかなというところも感じながら最後聞いていましたね。

たしか最後のもみなで話し合う評論のときに言ったんですけど、証人の、弁護人の方が呼ばなかった方だと聞いたんですかね、必ず検察側の方が質問した後に、必ず次が弁護人の方の順番だったんですね。そうすると、変な話、同じ質問をするじゃないですか、検察側と弁護人さんが。それを少し違う言い方をしているよねみたいなことをよく弁護人の方が言ったり、さっきはこう言ったけど、今はこう言ったことはちょっと違うとか、そんな言い方をよくされるので、何か順番を逆にすると、意見も違った意見というか、我々最初に聞いたのと違うと認識しちゃうと、最初の意見の方が正しいように私考える方なので、その逆だったらどうなんだろうとかいうのはよく感じました。でも、呼んだ方が先に質問するんですよ。

【司会者】　そうですね。理屈的には請求した方が先に質問して、それについて本当かどうかというのを反対の方の当事者が質問して。

【1番】　それも、最後のときにその話を聞いて、なるほどと思ったんですけど、逆にそんな制度があろうが、でも、反対側にしてもおもしろいのかなと思いました。

【司会者】　なるほど。最後の論告弁論の関係で皆さん、分かりやすかったとか、分かりにくかったとか。

【2番】　私の場合は、一人の人を裁くのであるから、長いとか短いとか

はないんじゃないかなと思いました。

【司会者】 内容的にも。

【2番】 私の事件は割と単純というか、密輸をしたか、していないかの問題であったから、ちゃんと検察官が言っていることも分かるし、弁護士さんが言っていることもちゃんと理解できて、その中でちゃんと部屋に帰って評議したので、分かりました。

【司会者】 あと何かこの関係でよろしいでしょうか。

【4番】 検察官の方も弁護人の方も、これこれこういう事件があって、こういう時系列でありました、なので我々は求刑何年ですと言うんですね。それがちょっとまどろっこしくて、私たちは何年求刑をします、なぜならばこういうふうですと言われた方がすんなり頭に入るの、そこを気を付けていただけるといいなというふうに僕は感じました。

【司会者】 なるほど。大体、論告については論告求刑と言うぐらいですから、先にまず意見があって、それから最後に求刑を言います。それを聞いていると、何かあれですか。

【4番】 因果関係をうまくつかめないというか、どこがどう聞いて3年なんですかとか、そういうことをちょっと聞きたくなくなっちゃいますね。でも、その後ってあんまり話をコミュニケーションする機会がなくて、私たちはこういう刑を求めます、なぜならここが、例えばプラス何年、マイナス何年、ここがこうだと言われる方がスムーズには頭に入ったかなと。

【7番】 判決文スタイルですね。

【司会者】 なるほど。皆さんどうですか。多分皆さんも、求刑が何年だろうと気にしなはずっと聞いていて、そっちの方に頭が行っちゃう方もいらっしゃるのかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

逆にあれですか、皆さんの事件は弁護人は何年というのは言われたんですかね。弁護人も最近では、弁護人としては何年が相当である、なぜならこれこ

れこういうことだからという方もいらっしゃるし、そこは言わずに、ずっと情状を述べていて、最後は寛大なる判決をとというような方もいらっしゃる、それは皆さん裁判員の方の立場からすると、どちらがよろしいのかということころなんですけれども、いかがですか。

【7番】 我々の事件のときは、弁護人の方が意図せずしてちょっとそういう刑期に触れられた発言があったものですから、それが多分ミスでなければ、ああいうふうに表現していただくと我々は非常に気が楽になりますね。弁護士の方がこのぐらいの刑をということを大体やむを得ないと思っていられるのであれば、それと裁判官あるいは検察側の求刑と比較して、そうあれないんじゃないかという、そこら辺は安心感はありました。

【司会者】 あの事件も、弁護人としては何年だというのはたしか述べて、求刑が何年でしたっけ。

【裁判官丹羽】 忘れましたが、弁護人も述べていましたが、おそらくその前の情状証人だか被告人質問だかで、要するに実刑で長期になりますよみたいなことを少し質問の中で弁護人が匂わせたんですよね。そこで皆さんが多分そういう感想をお持ちになったのかなと。

【司会者】 弁護人が弁護人として何年というような意見を述べた方が、その後分かりやすいのかということころはいかがでしょうか。

【1番】 私個人は、別に何年と言わなくても、別に検察の方も弁護人の方も言わなくてもいいのかなとは。

【司会者】 むしろ、別に言わなくても、その後で。

【1番】 その後に、最初に何年と言った中身についていろいろ説明があったわけですけど、それが裁判員制度に参加して、いまだに腑に落ちていない理由だったので、過去の判例というところで、一般的にはこの事件の場合はこのぐらいのものが適用されますよという話を聞いたので、何だそりゃと思ったんですけど、今でもそう思っていますけど、なので、別にそのときに

は言わなくてもいいなと思いました。

【司会者】 ありがとうございます。

それでは、審理の分かりやすさはこれぐらいにして、最後に評議についてということで、ここは守秘義務の関係とかがありますので、評議の進め方について、そこだけに絞ってお話を伺えばと思います。

要するに、皆さんが発言しやすいような進行だったのか、やっぱり進行の関係でちょっと自分が言いたいことも言えないようなものだったのか、その辺をざっくりばらんに率直なところを皆さんに一言ずつくらい言っていただければと思います。

【8番】 私は何か言いにくいということは別になくて、皆さんも多分そうだったんじゃないかなと勝手に思っています。

【7番】 私も同感です。非常にオープンな評議だったと思っています。

【司会者】 我々に気を遣わなくていいので。

【7番】 いやいや、気を遣うんじゃないくて、いらっしゃらなくてもそういうふうに言っていたと思います。

【司会者】 ありがとうございます。6番さん、いかがでしょうか。

【6番】 私も、何か言いにくいとか発言しにくいような場ではなかったです。

【司会者】 何かこうしてほしかったとか、そんなような御意見とかはありませんでしょうか。

【6番】 最初はすごい不安だったんですけど、皆さんよくお話ししてくださったので、とてもやりやすかった。

【司会者】 なかなか我々がいるのでちょっと話しづらいかもしれませんが。では次、5番さん、いかがでしょうか。

【5番】 私も同じく、おとなしい方でなかなか発言の機会がないような方もいらっしゃったんですが、やっぱり裁判長がうまくお話をさせるように

仕向けるというか、結構積極的な人がいて引きずられそうになるんですけども、やっぱり裁判長さんがすごくうまく引き戻してくださったり、満遍なく全員のお話をくみ取っていただけたと思っています。

【司会者】 ありがとうございます。では、4番さん。

【4番】 僕もおおむね順調に行ったと思います。

一つ気になるのは、数字が出てきたときにどういうふうに取り扱うかということちょっと言ってほしかったなというのがあって、例えば、なけなしの年金から10万円を払いますというのと、お金持ちの人が10万円払いますだと、10万円の重さは違いますが、値段だけ見たら一緒ですよという質問を僕は裁判官にしたときに、それは御自身で判断なさってくださいみたいな感じになっちゃって、その辺もうちょっと詳しくお話を聞けたらなと思いました。

【司会者】 では、3番さん。

【3番】 私は、発言は、皆さんしやすい環境を作っていただいていたと思います。最初に述べたように、ちょっと事件性と性別の関係で非常に苦慮した点は多々ありましたが、全体としては話しやすかったなと思いますが、最後に、量刑の部分で皆さん多分やられていると思うんですけど、あまりにも単なる数字として扱っているような印象を受ける部分もあるので、じゃ、未遂だから何年、普通だったら何年減らしますとか何年増やしますとか、じゃ、間を取って13年と14年、間を取ってみたいな話なんですけど、その間で議論されているのは結局1年単位じゃないですか。その人、1年刑務所にいるのといないのってどんなに違うんですかという話もあるので、そこが、我々も感覚を失いつつあると思ったんですけど、ちょっと疑問を持って帰ったのは事実としてはあります。

【司会者】 2番さん。

【2番】 私も、皆さんおっしゃったように、裁判長がみんな平等に意見

を聞いてくださったんですね。それとあと補充裁判員の方が二人いらっしゃいますよね。その方にも最後，どう思われるみたいなことをおっしゃっていて，何で聞いたかといったら，私たちがお休みしたときにその人も，私なら私の代わりにならなきゃいけないから，ちゃんとあなたの意見も聞くんですよということもきちっと説明されたから，ああと思いました。

【司会者】 ありがとうございます。じゃ，1番さん。

【1番】 私もみんな平等に意見を述べていたので，よかったと思います。あと，先ほど2番の方が言っていましたけど，補充裁判員の方が，中身は忘れちゃったけど，一つだけ意見が入らないのがあるんですよね。

【司会者】 もう最終的なところになると。

【1番】 そのときだけかわいそうだなと思いました。今までずっと10日間もいたんですけど，最後の最後だけ仲間はずれかよというのが。

あともう一つだけ，評議の進め方じゃないんですけど，今ずっと自分がどういうふうにしたかなと見ていて，法廷全部終わってから評議という形を取っていたんですけど，もしこれが毎日公判出て，終わった後に今日どうだったというふうなヒアリングがあったりすると，もしかしたらその後，進めやすいのかなと今ふと思いました。

というのは，みんな疑問点を持って，うーんというときに，さあ，今日終わったのでお疲れさまでしたって帰るのもいいんでしょうけど，みんなで少しまとめて，そこで意見を，先へ進めなくてもいいんですけど，どう感じました，分からなかったところありますかというのだけでもみんなの意見が聞けたら，その後，いろんな意味で進めやすいのかなってふと思いました。

【司会者】 なるほど。1番さんの事件は，途中では話し合うようなところはあんまりなかったんですか。

【1番】 ないですね。

【司会者】 最後まで行ってからやられたということですね。

【1番】 そうですね。これは違うんですか。

【司会者】 いや、これもいろんなやり方があるかと。多分4番さんの予定表を見ていると、休廷のところに中間評議というものがたくさん書いてありますので、多分、休憩の際にいろんなお話をされたんですかね。

【1番】 私はちょっとそうじゃなくて、最後、全部終わった後に評議だったので、毎日何か少し反省会みたいなものをした方がいいのかなと思いました。

【司会者】 なるほど。ありがとうございます。

それじゃ、弁護士の方と検察官の方で最後まとめて何か御質問とか、御感想でも結構ですが。

【弁護士松田】 1番さんと5番の事件は、検視官と精神科の先生が尋問にいらっしゃったかと思うんですけど、私も臨床心理士さんに証人に来ていただいたことがありまして、そのときの質問の仕方、尋問というのは一問一答でやるというのが一つのやり方かなと思うんですけども、例えば、一番最初にその先生に10分、20分でプレゼンテーションしてもらって、その後、各自質問するというやり方もあり得るのかなと思うんです。そのときに一問一答しているのがまどろっこしいとか、最初にばっと説明してくれればいいのか、そんなことはお感じになりませんでしたでしょうか。

【1番】 いや、逆にばーっと述べられちゃうと、初めて聞く言葉とかも多いので、死後硬直だとか何かよく分からない言葉とか、それをばーっと先に述べられても全く分からないですよね。これはこういうことです、こういうのは亡くなる前兆ですって一つ一つ言っていてもらった方が、それを検察側の方が質問して、こうですよに対して答えていった方が非常に分かりやすいですね。ばーっと述べられちゃうと、えっ、えっ、えっというので終わっちゃうような気がするんですけども。

【司会者】 5番さん、どうですか。

【5番】 最初にある程度専門用語の説明とかはあった方がよかったんですかね。ただ、とにかく最後まで聞いてすべて分かったので、あのやり方で一問一答でもよかったのかな。

例えば、幾つかの症状の流れの違いなんていうのを一つ一つ質問に先生が答えてくださって、その差は、じゃ、どういうところで見極めるんですか、そういう細かい質問で、その流れですべての病名が理解できたりしたので、最初にいきなり説明されるよりも、それは、じゃ、さっきの病名との差は何なんだろうかみたいな感じでやり取りがあったので、そっちの方が分かりやすかったかもしれない。

【司会者】 ありがとうございます。

【弁護士立松】 評議の中で当然、論告なり弁論なりのことについて、どっちの方が説得力があるとか、証拠との関係はどうなんだという話がされると思うんですけども、先ほど1番の方が、弁護人のいろいろな弁論の中で、立場上分かるんだけれども、何か無理やり理屈を並べているとか、何言っちゃってんのかなというような箇所が何箇所もあったと。我々弁護人の方から見ても、確かにそういうふうに思えるところもあるわけなんですよ。

きちんと争点のところを、どの辺を争点にちゃんとやっているなと思うようなことをやっている弁護人もいれば、どうもこいつはずれているんじゃないかとか、ここそんなに争うところなのみたいなね。ただ傍聴しているだけだと、ちょっと証拠との関係とかほかの全体状況が分からないので、何とも言えないのであまり言いませんけれども、それで多分1番さんがおっしゃったようなことが多分いろいろ出てくるんだろうと思うんですね。

そういうのって多分、被告人にとってもあまりいいことでないと私は思っていて、本来争うべきところできちっとやるべきだと思うので、皆さんの経験の中で、最終的に評議を終えて、振り返って、あの弁護人の弁護活動はどうだったのかなみたいな、ざっくばらんなところで、ああいう形じゃなくて

こういうふうに争った方がまだよかったんじゃないのかなとか、何かそういうようなことを感じられたようなところがあったとしたら、あったかどうかということも含めて、ざっくばらんに感想を述べていただくと大変ありがたいなと思います。

【司会者】 いかがですか。そういうような御感想をお持ちになられた方。

【1番】 例えば、検察側は傷害致死、弁護人の方は、いや、殺していないと言っているんだから殺していないし、殺していない人を捨てたのは死体遺棄じゃないというのが弁護人の方の意見だったんですね。それに対して、どういう中身かまでは忘れましたが、弁護しても無理があったなと思って、最終的にはそれが認められずに傷害致死と死体遺棄になっているんですね。

だから、無理があったというふうに思いますけど、じゃ、ほかに違う論点をどこに持っていったらいいのかということなんでしょけど、どうなんですかね。本人も罪を認めているところとか、そういうところを反省しているとか、そういったところがなかったと思われるので、そういったところを伝えていただいた方がまだよかったのかなとは思いますが。

【司会者】 ほかの方で何か弁護人の活動で・・・。

【5番】 何か熱があまりこもっていなかった。

【弁護士立松】 それはまずいですね。

【5番】 国選だからと言っていたんですけども。

【弁護士立松】 いやいや、そういう問題じゃないと思います。

【5番】 検察の方がたまたま二人女性で、弁護側は二人男性だったんですけど、女性がすごく検察の方は熱いんですよ。抑揚のあるドラマのような感じで言っていて。弁護人の方たちは淡々と。情状酌量で執行猶予が取ればいいぐらいの、それがすごく分かって、私たち裁判員もその熱の差は休憩時間にちょっと言っていて、多分疲れているだろうねなんて、国選だし、そう言うぐらいちょっと温度差があったんですね。

【司会者】 そのほかによろしいですかね。

最後に、これから裁判員になる方へのメッセージということで、ごく簡単にメッセージを一言ずつぐらい言っていただければと思います。では、1番の方から。

【1番】 一生に1回しかできないですもんね、経験ね。

【司会者】 いや、そんなこともないと思います。

【1番】 うちの会社、従業員、正社員で800名ぐらいいますけど、私が初めてだったというのもあって、知っている人でもなった人はいないという中で選ばれているので、知らなかったことが分かるというのもそうですし、事件とかに関心を持つようにもなってくるので、変な手紙が来たな、嫌だなと思わずに、ぜひ私みたいに、ここまで来たら絶対選ばれてやろうみたいな気持ちになってくれればいいなと思います。

【司会者】 ありがとうございます。では、2番の方。

【2番】 私も自分がやってみて、やる前の印象とやってみた印象が違いますね。やっぱり、こういうことを経験したということは自分の人生においていいのかなと思って、そういうのに選ばれた人がこうなっているときに、大丈夫よと、裁判所はちゃんとあなたを守ってくれるわよって言えると思いました。

【司会者】 ありがとうございます。では、3番の方。

【3番】 私は若干ネガティブな部分もあるんですけども、今後なる方へということであれば、まず基本的に知っておかなきゃいけないことというのがものすごく一杯あって、そもそも裁判の仕組みだとか、もっと知っておかなきゃいけなかったなというふうに思っています。

僕自身が素人だったということもありますので、いい経験になったというのはもちろんそうなんですけど、素人のまま要は裁判に参加をしたということなんですよね。一般人の意見が聞きたいということはあるかもしれないん

ですけれども、ど素人が完全に参加したような状態な気がしているので、そんな人が人の人生を、あなたは何年間いなさいというようなことをやったわけで、そんなに軽いことをしていることではないので、それに対しては力不足だったかなと自分でも思って、いつ選ばれるか分からない、前もって手紙は来ますけど、そういう状況ではありますので、そういう意味では常日頃からちゃんとそういう意識というのを持って暮らしておいた方がいいのかなというふうには思いました。

【司会者】 ありがとうございます。では、4番さん。

【4番】 特にないんですが、そんなに悲観すべきものでもないのかなと。それだけです。

【司会者】 ありがとうございます。では、5番の方。

【5番】 人の人生にここまで何かの度に思いをはせるということはなかったもので、いろいろ自分自身も考えることがありましたし、最初に言ったとおり、もし周りが誰か裁かれる身内とか知人ができたときにも、何か日本の裁判だったら安心して裁いてもらえるんじゃないかという変な安心感がありました。

【司会者】 ありがとうございます。では、6番さん。

【6番】 もちろん私たちは素人なので、素人が裁くということ自体、いろいろ真剣に考えなきゃいけないことなんですけど、でも、ちゃんとプロが付いていることなので、その辺はあまり心配することではないのかなと思いますので、あとやっぱり私の周りも選ばれている人が全然いないぐらいで、言えば、選ばれちゃってかわいそうにというイメージなので、私はそうじゃなくて、選ばれたことは逆に私はラッキーだったというか、いい経験ができて、ぜひ選ばれるといいですよとみんなに言いたいと思います。

【司会者】 ありがとうございます。7番さん。

【7番】 もうぜひ皆さん一度御経験いただく方がよろしいと思います。

特に高齢者は暇を持て余していますのでね。それから知識も経験もありますので、その辺の有効活用を考えられたらいいんじゃないかなと思います。

【司会者】 ありがとうございます。8番さん。

【8番】 こういう一般のど素人が人の人生に関わるような量刑を決めるところに加担するというのは、ちょっと胸に痛いところもあるんですけども、でも、大枠はそれぞれちゃんとしたプロの方が決めて、指し示していただいた中に自分の意見を言うということなんだろうなと。

何がよかったのかなというと、明治時代に作られた法律をこの制度になってから、女性関係の犯罪の罪が重くなったというふうに伺ったので、その時代の流れに自分たちが今生きている社会のギャップを埋める市民の目というところが意義があるのかなという気はします。

【司会者】 ありがとうございます。それでは、長時間にわたって貴重な御意見どうもありがとうございました。

最初に申し上げましたとおり、今後の裁判員裁判の運営に皆さんの貴重な御意見を生かしていきたいというふうに思っております。本日はどうもありがとうございました。

以 上